

# 告 示

## 埼玉県告示第七百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年七月十五日認可した。

令和二年七月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 名称

足立北部土地改良区

### 二 事務所所在地

鴻巣市